

[IT顧問サービス] 契約約款

第1条 (目的)

[IT顧問サービス]契約書の契約者甲欄の記載者(以下甲という)とセル・システム株式会社(以下乙といふ)は、[IT顧問サービス]契約書に記載の内容に基づき、乙に委託し、乙は第2条に定められたサービス内容を実施する事を受託した。

第2条 (サービス提供の範囲)

1.本契約のサービスの内容は以下の作業内容欄に記載された範囲内で、受付時間内に行うものとする。

[作業内容欄]

- (1)甲の業務のIT化に向けた取組への指導援助
 - (2)甲が既に導入しているITツール等を有効利用するための指導援助
(乙によるITツールの開発、導入等は含まない)
 - (3)甲が既に保有するIT資産の有効活用に関する指導援助
 - (4)対象機器・ネットワーク障害診断、復旧支援
- 2.乙が本件業務による効果の保証を一切行わないことにつき、甲は合意する。
- 3.乙が、本件業務を実施するにあたりID及びパスワードが必要となる場合、甲はこれを乙に付与するものとする。
甲は、前項のID・パスワードを第三者に譲渡・承継・貸与、開示又は漏洩してはならず、いかなる場合でもID・パスワードを第三者に利用させてはならないものとする。
- 甲がID・パスワードを用いた本サービスの利用により生じる責任は全て甲が負うものとする。
- ただし、乙の故意又は過失によりID・パスワードが漏洩した場合はこの限りではない。
- 4.乙は、甲に対し、必要に応じて本件業務の実施内容を報告しなければならない。
なお、報告方法は口頭、文書、電子メール等の媒体を問わないものとする。
- 5.システム、ホームページ、ツール等その他ITを利用したプログラムを開発・制作する業務、
および乙が甲に代わって当該プログラムを運用又は保守管理する業務については、本件業務の対象外とする。
- 6.契約書の内容変更については、その都度乙のホームページで変更内容を掲載し契約者へ告知する。

第3条 (特別サポート)

1. 次に掲げる適用除外作業及び適用除外事由に該当する場合、サポートサービスの適用範囲外とする。
甲が上記の保守サービス作業の実施を求める場合には、乙が承諾した場合に限り、本契約の特別保守としてこれを提供する。

[適用除外作業]

- (1) 契約書に記載の機器、連結機器装置及び通信媒体装置の改造及び移設に伴う作業
 - (2) 甲の運転停止・再開に伴う立会作業
 - (3) 契約書に記載の機器の移設作業
 - (4) 甲からの要請により、乙との同意のもとに行ったサポートサービス時間帯以外の作業
 - (5) 通信機器・印刷機器・その他周辺機器に関わる設定作業
 - (6) 機器及びソフトウェアメーカー・提供元の推奨しない用途の設定作業
 - (7) 以上各号のほか、第2条に定める以外のサービス
- [適用除外事由]
- (1) 甲の不適当な「取扱い又は使用」による故障の場合
 - (2) 保守対象外機器に起因する故障の場合
 - (3) 乙又は乙の指定する者以外による改造又は修理等がなされた場合
 - (4) 設計仕様条件を超えた過酷な環境下における取り扱い、保管又は使用の場合
 - (5) 乙から提供的なプログラム以外のプログラムに起因する故障の調査及び対策
 - (6) 火災、地震、水害、塩害、落雷、爆発、異常電圧、サイバー攻撃(情報の窃取・漏出、情報の改変、情報ないしその可用性の喪失を伴うものを含むが、これらに限られない。)
または甲の故意・過失により生じた障害、その他の緊急事態に起因して生じた不可抗力による故障
 - (7) 本条に定める適用除外作業を実施した場合
2. 特別サポート料金は原則として、技術料金・出張料金・部品代の合計とする。
乙は原則として、特別サポートの実施にあたり、その都度個別見積りを行い、甲が特別サポート料金の支払いを承諾した場合にのみ、当該サポートサービス作業を行うものとする。

第4条 (データ退避)

機器に登録されている甲の諸データは、乙のサービス作業に先立ち、甲の責任において、何らかの

記憶媒体に退避されているものとする。乙のサービス作業によって当該データが消去された場合、

乙は一切の責任を負わないものとする。

第5条 (サービス作業への協力)

甲は、乙が機器の作業を円滑に行えるように、次の各号にもとづき乙に協力するものとする。

- (1)甲は乙のサービス技術者がサービス作業を実施するにあたり、甲の事業所に立ち入り事を了承する。
- (2)甲は乙のサービス作業が円滑に行われるよう必要な全てに便宜を図るものとする。
- (3)甲は機器の使用環境をサービス契約時の状態に維持する事を前提とするが、対象物に機器を増設したり、機器の改造をしようとする場合は、予め乙に対してその内容を文書で連絡し乙の承諾を得るものとする。乙に対して事前の文書による承諾を得ないまま保守対象物に何らかの変更を加えた場合は、乙のその対象物に対する保守の義務は免責されるものとする。

第6条 (サービス料金等)

- 1.甲は[IT顧問サービス]契約書の合計金額欄記載の料金は毎月末締めで、翌月記載の日程で口座振替で乙に支払うものとする。但し、別に定めのある場合はそれに従う。
- 2.本契約の有効期間は1年間とする。ただし、本契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、一方当事者から、本契約を更新しない旨の申し出がなされない限り、本契約は1年間自動的に更新されるものとする。
- 3.乙に支払われた保守サービス料金等は、乙の責に起因する場合を除き、理由の如何を問わず返還されないものとする。
- 4.乙は料金等の金額改定を行う場合がある。その場合は乙は甲に対して改定日の1ヶ月前迄に文書で通知するものとする。

第7条 (サービスの再委託)

乙は保守サービスの実施を、乙が指定する第三者に委託する事が出来るものとする。

第8条 (サービスの解約)

甲または乙は、2ヶ月前までに書面による意思表示をすることにより、本契約を解約することができるものとする。

第9条 (契約解除)

甲または乙は、相手方に次の各号の一に該当する事由が生じた場合には、本契約を解除することが出来るものとする。

- (1)本契約に違反した時。
- (2)甲が本契約に基づく支払を怠った時。
- (3)機器に係る所有権が第三者に移転した時。又は第三者が機器を占有した時。
- (4)甲が機器の設置場所を乙の承諾無しに移動した時。

第10条 (秘密の保持)

甲及び乙は、本契約の履行により知り得た相手方の技術上及び業務上の秘密を、第三者に漏洩してはならない。

第11条 (サービスの保守・中断・変更)

- (1)乙は、本サービスの稼働状態を良好に保つ為に隨時その運用を一時停止の上、保守点検を行う事が出来るものとする。

(2)前項の場合、原則として事前に甲にその旨を通知しますが、緊急の場合には通知する事無く一時停止の上保守点検を行う事が出来るものとする。

- (3)乙は、不慮の事故、不可抗力等のやむを得ない事由により、本サービスの運用を中断出来るものとする。

第12条 (免責事項)

(1)乙は、本サービス及び、本サービスを通じて他のネットワークサービスを利用する事により発生した一切の損害について如何なる責任も負わないものとする。

(2)乙は、本サービスを通じて得る情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性、等如何なる保証も負わないものとする。

(3)乙は、サービスの保守・中断・変更及びそれ以外の事由により、サービス提供の遅延又は中断等が発生しても、これに起因する甲又は第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

(4)甲、又は乙が作成、保管した機器内の個別ファイルの管理について乙は一切の責任を負わないものとする。

又、甲が機器内に保管したデータのバックアップは甲の責任で行われるものとする。

(5)天災地変、戦争・暴動・内乱、火災、地震、水害、壊滅、落雷、爆発、電波障害、異常電圧、サイバー攻撃(情報の窃取・漏出、情報の改変、情報ないしその可用性の喪失を伴うものを含むが、これらに限られない。)、当事者の支配の及ばないその他の緊急事態に起因して相手方に生じさせた損害については、責任を負わないものとする。

ただし、故意または重大な過失により生じた損害については、この限りでない。

(6)乙は、甲の保守契約対象機器の障害復旧作業に着手するにあたり、作業の事前確認項目の甲の同意を求める。その際、甲の確認・同意を得られない場合は乙は作業は実施しないものとする。

第13条 (特約事項)

甲および乙は、別途に特約事項を締結した場合、特約事項が本契約の他の条項と相反する場合には特約事項に従うものとする。

第14条 (協議事項)

本契約に定めない事項および疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議するものとする。

特記事項

乙が保守作業中の事故等により、甲に対し何らかの賠償責任を負う場合、IT顧問サービス月額×12か月を賠償金額の上限とする。